

# 産業厚生常任委員会会議録

- 1 日 時 平成27年9月3日(木)  
9時58分開会 15時28分閉会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：奥秋康子 副委員長：原 紀夫  
委 員：桜井崇裕、佐藤幸一、安田 薫、西山輝和
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：渋谷直親
- 5 説明員
- 6 議 件  
(1) 所管事務調査について  
  
(2) 議会報告会及び町民との意見交換会(調査・検討、平成27年度回答結果の検証)  
  
(3) その他
7. 会議内容 別紙のとおり

産業厚生常任委員会【開会 9 : 5 8 閉会 1 5 : 2 8】

委員長（奥秋康子）：午前中の全員協議会に引き続き、産業厚生常任委員会に集まってお聞きありがとうございます。本日はご案内のとおり、産業厚生常任委員会に付託された議会報告会と町民との意見交換会の項目について担当課から説明を受けた後に協議をしていきたいと思う。

委員長：本日の進め方はどうするか。

佐藤局長：前回の委員会の中でそれぞれ担当課の状況を確認するという話をされているので、担当課に説明員の要求をしているので、検討項目に上がっている状況を順番に担当課から聞き、質疑を行ってから担当職員に退席していただき、まとめてはどうか。

委員長：事務局からの提案で進めてよろしいか。

（いいの声あり）

【休憩】

委員長：再開する。

【再開】

委員長：建設課の皆さん、今日はありがとうございます。先日行った議会報告会で建設関係の項目があり、昨年の調査検討の結果や今回の道路用地の草刈りの関係の説明をお願いします。

菅野課長：去年の検討事項のアンケート1について回答する。除雪したあとの雪の処理については、すべて取り除くのは困難なことから他の自治体の取り組みを調査し、除雪機の貸し出しについて検討した。今年の冬から社会福祉協議会で高齢者に対しての冬期間の生活支援の観点から、小型除雪機1台を保有し、町内会等への無償貸し付けをすることになっている。この事業の状況を見ながら対応をしていきたいと考えている。番号9、10について回答する。

まず、9番目の道路用地の草を刈ると言っていたが、私有地と道路用地の間の草刈りはしないのかということについては、5月27日に村田さん宅に伺い、話を聞いた。町道に取り付けてある自分で作成したごみステーションのところの草刈りをしていないということだった。現地を確認し、後日草刈りをするようにしている。

10番目の業者は機械で刈っているが、中途半端に頼むのであれ刈らない方がいいのではないかという意見についても直接会った。電柱と支線の中の草を刈っていないということで、現地を確認して草刈りをしていない部分を見つけたので、後日草刈りを実施している。

委員長：建設課長から説明をいただいた。去年のアンケートの結果は社会福祉協議会に除雪機を貸し出す。これに対して質問はあるか。

原委員：以前から除雪機を新たに購入して町内会に貸し出すことも含めて検討していただいた。現在は1台購入したということだが、今後は順次増やしていく計画はあるのか。

菅野課長：社会福祉協議会とも話をし、まずは1台で状況を見て、貸し出しが足りないようであれば今後台数を増やしていく。

原委員：町内会に貸し出すということではないのか。

菅野課長：町内会やボランティア団体、PTA団体などに貸す。

原委員：確認をさせていただきたいのだが、9、10についての面積を教えてください。

菅野課長：9番については畳1畳ほどで、10番については、そんなに面積はない。

内澤補佐：補足します。この場所に関しては、もともと大きな機械で刈る場所だったが、電柱やごみステーションがあり、その裏まで道路用地があり、機械で刈っているが、同じ町有地の中で人力で刈らないのかという話だった。農村部においては人力を入れる対応をとった。

原委員：うちの町では町民とともにいい町をつくると言っているのですが、小さい面積は自分で刈ってもらえるように言えないのか。

内澤補佐：この部分についてはあくまでも機械で入る場所で、機械が入れない部分をお願いをしている部分もある。今回の場合は機械で入っている部分なので、事例的な部分は違う

が、その辺も含めて話をしたが、うちの基本方針が機械で草刈りをしたところで、人でなければ刈れない部分についてはうちの方で対応をかけているので、同等という中で取り扱いをして実施をした。

桜井委員：機械で刈る部分部分であっても、ここも刈ってほしいと約束した部分についてはどうか。

菅野課長：約束があったか確認したが約束はない。

委員長：ごみステーションを個人でつくったことによって機械で草刈りができなくなったということか。

内澤補佐：今回の件では、ごみステーションもですが電柱もあり、私どもで考えた中で、機械でやっている部分で機械が入れない部分に関しては人力でやっているという現状があり、その辺は同等程度という話をして協議が整ったと解釈している。

原委員：このくらいの草刈りは町民にやってもらいたいということはないか。

内澤補佐：担当としては、ケースによっていろいろなものが出てくると思う。実情やうちの草刈りの条件を照らし合わせて、ある程度公平性の中で進めていく事しかできないのではと考えている。

桜井委員：少し話は変わるが、ごみステーションを個人で設置するのはいいのか。個人で設置することによって草刈りができないということになれば、撤去をお願いしなければならないと思うが、関連でどうか。

#### 【休憩】

委員長：再開する。

#### 【再開】

委員長：今後ごみステーションや電柱の周りは町で管理をする。

西山委員：草を刈る機械は何メートルあるのか。

内澤補佐：1メートル50センチほどだと思う。

桜井委員：言われたからやるのではなく、なるべくきめ細かく注意をされて作業にあたってほしい。

#### 【説明員退席】

委員長：説明を受けてまとめていきたいと思う。昨年の検討課題である除雪の関係は社会福祉協議会で今年度から各公共団体に貸し出しをするということだが、これでよろしいか。

(いいの声あり)

委員長：9. 10の説明を受け、個人で建てたごみステーションや電柱の支線があって草を刈る機械が入れないので、町が手で刈る対応をすることについて何かあるか。

桜井委員：担当が早急に現場を確認し、対応したということで問題はない。先ほども言ったように、言われてからではなくこまめに点検をして町民のために対応してほしい。

委員長：建設課関係についてはこれくらいでよろしいか。

(はいの声あり)

佐藤局長：昨年の件は建設課の回答でいいということでもよろしいか。また、9. 10は町に伝えるのか確認してほしい。

委員長：9. 10についてはどうするか。

原委員：担当課も言っていたように、あまり頻繁にあるような場所ではないので、担当課についてはきめ細かに対応するという事で町に改めて申し出をする必要はない。

安田委員：調査・検討結果を文章にしなければならない関係で、このくらいの面積であれば共同のまちづくりという考えから、自分でやるということを桜井委員の意見に加えるのはどうか。

委員長：安田委員の意見を加えるのはどうか。

原委員：気持ちは安田委員の言うとおりで、担当課が今後は刈るということでもまとまっているのに、それをこじらせる必要はない。

委員長：桜井委員の意見だけでよろしいか。

(いいの声あり)

委員長：次は、商工観光課でスポーツツーリズムの関係です。

原委員：29番の平成25年度の補助金の成果として計画書が出ているので町民に公表すべきだと思うがと言われているが、町民に公表すべきというのは例えば広報紙で公表するのか、情報コーナーに置くのか、この辺について整理をした方がいいのでは。

委員長：情報公開になればそれらも含めてインターネット等にも出ると解釈していいのではないか。

佐藤局長：状況説明を受けてから判断してはどうか。

【説明員入出】

委員長：先日の議会報告会の中で交流人口拡大支援事業補助金についての意見が出たので、説明をお願いします。

高金課長：22番、スポーツツーリズムの補助金を2年間出した成果を町民に開示すべきではないかという意見については、成果にかかる開示対応する事務手続きとして清水町情報公開条例に基づき、公開請求を受けた場合に以下の文章を公文書として公開できると考えている。

1つ目、平成25年度、平成26年度の実績報告に係る事業及び決算関係の書類。

2つ目、平成26年3月の予算審査特別委員会で議員から請求を受け、議員各位に配付した清水町合宿の町基本構想計画がその公文書に該当すると考える。

いずれの文書も協会活動の内容・成果を見極めるものと考えているが、町民の意見において、何を成果とさすかはわかりかねる。私どもが押さえている内容としては情報公開条例に基づく文書として提示することは可能と考える。

1点ごとの方がいいのか。

委員長：1点の方がよいか。

佐藤局長：まとめた方がよいのでは。

委員長：まとめて説明をお願いします。

高金課長：28.29について報告する。

29番、町が側面的に支援していくのであれば、当然町民も協力していかなければならない。平成25年度の補助金の成果として計画書が出ているので、町民に公表すべきと思うがという意見に対して、活動支援をする体制の確立ためには行政的支援のほか、町民への協力要請は不可欠であり、町内において協会の活動に対する広がりや理解がなければこの活動の実効性及び継続性は担保できないと考えている。当該計画については、協会が提唱するスポーツツーリズムの具体化に向けた活動がいかにもまちづくりに有効に寄与するものか、自らの活動を踏まえて判断するためのものと考えている。町は2か年の活動成果を検証し、スポーツツーリズムが町の取って必要な施策であるか改めて検討した中で、町の施策として推進するための諸手続きを取り進めたいと考えていた。計画推進にあたっては、サッカー場の整備が難しくなったことにより計画の見直しが余儀なくされたことと了解している。現時点においては、スポーツツーリズムを町の施策として推進することには至っていないので、情報公開条例の請求に応じることはできてもまちづくり基本条例第8条に基づく公表は差し控えたいと考える。なお、この計画の内容を知る手段としては、町民が協力者になりえるということと考えた場合、町民各位が協会の理解者になるということで、計画を知ることは可能だと思う。

28番、交流人口拡大支援事業補助金について、平成25年度の成果品としてスポーツツーリズム基本計画が出されていると思うが、計画書を町民に公開すべきではないかという意見です。これに対して当課の意見では、この計画は協会が町からの支援を受け、提唱するスポーツツーリズムの具体化に向け、実践活動を推進するものである。よって、協会独自の計画と考えているので、情報公開請求に応じることはできる。ただし、この推進の根幹であった人工芝サッカー場整備においては、平成26年7月に候補地の相手方との協議が整わなかったため、計画の見直しが余儀なくされた。

委員長：課長から説明を受けたが質問はあるか。

安田委員：29番で、議長が「議会としても情報公開に取り組んでおり、議会として示せるものは示していきたい」と答弁したが、こちらの方がわかりやすいのでは。

西山委員：情報公開請求があればする。基本条例の第5条にそぐわないから開示はしないという結論ですか。

高金課長：基本条例における公表は、町において重要な施策等において町民に公表するような制度を持っている。今説明したとおり、スポーツツーリズムの基本構想は現時点まではスポーツツーリズムが自分たちの行動において町の施策に寄与できるかどうかを検証するための1つの方針としてたてたものと理解しているので、公表には値しないので

はないか。そうすれば、情報公開条例で請求があった場合、公文書としてこちらが持っているという関係があるので、公開にあたと区別した。

【説明員退席】

委員長：説明を受けて何か意見はあるか。

桜井委員：委員の皆さんにお尋ねする。今の課長の対応、情報公開請求を受けた場合には開示をすることは定かではない。基本条例に関しては公表しないという町の対応でいいのか。

【休憩】

委員長：再開する。

【再開】

委員長：これは行政の政策ではないので積極的な情報公開は難しいが請求があれば公開はできるといふまとめでよろしいか。

(いいの声あり)

委員長：23. バイオエタノール工場関係について、農林課から説明を受ける。

【休憩】

説明員入室

【再開】

委員長：農林課長、お忙しい中ありがとうございます。先日開催された議会報告会の中でバイオエタノール工場が閉鎖されるが、もう少し前に有効活用はできないかという町民からの意見があったので、状況説明をお願いします。

池守課長：バイオエタノール会社から今年の7月24日付けで会社の解散について文書で報告をいただいた。最終的には道路に埋設した用水路を整理して終わりになる予定です。債権者と話し合いをし、精算を終わらせるという段取りでいる。施設等の動かし方については、まだ決まっていない。

委員長：何か質問はあるか。

西山委員：閉鎖する前の話を聞かせてほしい。

池守課長：解散前には、他の業者が工場を使うのは国土交通省から許可が出ない。また、飲料でのアルコール作成についても財務省からの許可が出ない。その他の使い道も考えたがそれ以上進展しなかった。まだ、何に使うか、取り壊すかも決まっていない。工場をどこに付属させるのかはこれから決まると判断している。

原委員：スタート時から原料不足と言われてきており、水面下ではいろいろなことを言われていた。前段では知恵を絞ってできる状況ではなかったということが現状だと答えるほかにないのではないか。

桜井委員：こういう状態になっても免除は続くのか。

池守課長：払う能力がないので、課税できない。補助金についても同様な考え方をするほかない。

【説明員退席】

委員長：どう進めるか。

西山委員：課長が言われたとおりでいい。

原委員：閉鎖される前に有効活用を考えられなかったのかということに対して、「いろいろな面から考えていたようであるが、バイオエタノール工場を見ても無理があった」と付け加えてはどうか。

委員長：有効活用をいろいろと考えたが許可されなかったということでもとめる。

【説明員入室】

委員長：町民生活課の皆さん、今日はありがとうございます。今回、議会報告会で町民の皆さんから意見があった24.25.36.37.38について、説明をお願いします。

高橋参事：24番のペケレベツ川の水質汚濁から説明する。茶色の原因は製造過程から出る糖蜜液（ビートの色素）であり、改善の検討をしているが数億円の設備投資が必要であり、すぐには取り組めない状況である。水質汚濁防止法により、施設管理者である日甜としては、北海道へ毎月記録を提出して検査を受けている。また、毎週1回水質検査を行い、すべての項目で法的な基準を満たしている。現状では、7月上旬から1か月間、日甜として工場排水の色素改善のために仮設備を設置し、調査・研究をして少しでも色の解決に向けて事務を進めている。

委員長：25番については関連なので、同じ説明でよろしいか。

(いいの声あり)

委員長 : 36. 37. 38 については別に行うか。

原委員 : 項目で分けてはどうか。

委員長 : 24. 25 について何か質問はあるか。

原委員 : 今回初めて仮設設備を作って努力をしているということか。

高橋参事 : はい。

原委員 : 清水町以外で糖蜜が原因で河川の色が変わっているところは全道であるのか。

高橋参事 : 調査はしていないので、承知していない。

原委員 : 他にも同じようなところがあるかもしれないが、基準をクリアしているから町民から意見が出ていないところもあるかもしれない。

高橋参事 : 北海道バイオエタノール工場になるが、同じような規格の工場が道内でもあると思う。ペケレベツ川の流末は何回か見ているが他の地区のことは承知していない。

原委員 : この件は何度も話に出ているが、今回何とかしようという動きを見せているので、高く評価していいのでは。

西山委員 : 糖蜜を使っているから茶色になるのか。

高橋参事 : 製造過程でどうしても色が残ってしまう。日甜としても肥料として清川にある自前の農場に散布する研究をしている。

西山委員 : 川の石を取ってみてはどうか。

高橋参事 : ペケレベツ川にある石は違った原因でツルツルということもあると思うが、一概にそれだけが原因ということではないと思うので、今ある石をすべて入れ替えるというのは現実的には無理です。

委員長 : 36 番の説明をお願いします。

高橋参事 : 関連があるので、38 番も合わせて説明をさせていただく。今年度から防火を中心とした防犯面で清水町としては廃屋の解体補助を設けさせていただき、当初予算 300 万円で議会で通していただき、執行率としては5月に5件、6月1件、7月、8月は0件です。まだ考え中という方もいるので申請はくると思う。現在は 300 万円のうち 200 万円ほど執行している。残り 100 万円については、従来から言っているとおり、足りなくなったら補正予算で対応したい。管内の状況については、19 市町村中 7 市町村も実施している。他の町と違うのは、清水町の場合は清水の市街地、御影の市街地に特定をしているが、他の町は全町すべてというところもある。清水町としては3年間効果が上がると思うが、3年間はこの要綱でやろうと思う。もし希望があればエリアの拡大や事業系の建物までやる必要が出てくるかなと考えている。

38 番については、マイナンバー制度との絡みで、私もまだ意味合いがわからない。

委員長 : 全国的・全道的に一律なのかという質問に対してお願いします。

高橋参事 : 今年度、導入、施行するにあたり、新得町や鹿追町の例を参考にした。平米 5,500 円で上限は 50 万円です。基本的な考え方は他の町と一緒にだが、補助対象エリアが違ったり、住宅以外であったりという違いはある。

委員長 : 空き家対策に対して質問はあるか。

(ありませんの声あり)

委員長 : 37 番、合同墓についてお願いします。

高橋参事 : 何度か議会で質問をいただいたが、ここ 2、3 年で高齢の関係やお墓の守り、管理の関係の中で出てきた事案だと認識している。帯広市も今年の 4 月から中島霊園でそういう施設を造り、内容を調査しながら研究をすると答弁した。現在、清水霊園内に 20 年ほど前に無縁仏を対象とした埋葬設備がある。現在は 2 つの骨壺が入っているのを確認している。あと 100 体くらいは入るスペースはある。まだ、実行するまでには至っていないが、帯広市のように新設しなくても既存の埋葬施設利用できるよう、理事者側と相談している。

委員長 : 合同墓について質問はあるか。

原委員 : 無縁仏のお墓に入っている方は相当古いのか。

高橋参事 : 平成 7 年に清水霊園を拡張するときに出てきたものと考え。

原委員 : その無縁仏さんのお墓を一部手直しをして、全道的に市や町も増えている。その線に沿った形で清水なりに努力をしてやれるというような感じはするの。

高橋参事 : 帯広のように骨壺を開けて、他の人と一緒に管理するというのとは違う管理をした方がいいという声も聞いたので、そのように考えている。

桜井委員：今後、合同墓に預けたいと言った場合には町の許可を得て設置することは可能になるのか。

高橋委員：帯広市は施設の事業費や管理費の関係で帯広市内外などで金額に差をつけているが、その辺のやり方は今後検討させていただく。

桜井委員：家族が来る場合や自分で来る場合など、いろいろな対応をしていかなければならないと思うが、よく検討していただきたい。

【説明員退席】

委員長：まとめを行う。まず、ペケレベツ川の水質汚濁については日甜側は仮設整備を行い、改善に努力しているということによろしいか。

(いいの声あり)

佐藤局長：今の検討結果についての確認をする。24は一般質問の中で町長が糖蜜を使っていると答弁をしたが、清水では糖蜜は造っていないので間違っているのではという意見だったと思うので、それに対する調査・検討結果が必要だと思う。25はそれに関連して、基準を満たしているからいいのではなく、いろいろな人が見たときの印象はどうかという話なので、24と25の内容は違うと思う。

委員長：先ほどの説明の中では糖蜜とイーストを使っているからとあったので、間違いはないということによろしいか。

(いいの声あり)

委員長：基準を満たしているからではなく色をどうにかしてほしいということに対しては、水質には問題はないが色については今後仮設プラントを置いて改善を図っていきたいということによろしいか。

(いいの声あり)

委員長：37番、合同墓については、適当な場所に適当な金額で入れるものをつくってほしいということに対し、町民生活課の説明では、無縁仏を埋葬する施設を利用して対応したいとあったが、どうか。

原委員：町も要望について鋭意努力をしているということでもまとめてよいのでは。

桜井委員：委員会として現地を見る必要はないか。

委員長：現地の確認をするか。

原委員：もう少し時間を置いた方がいいのでは。

回答としては、無縁仏を祀っている施設もあり、そこに収納できないかも含めて検討しているので、今後の経過を見守りたいということでもいいのでは。

委員長：今後の経過を見守りながら検討していくということによろしいか。

(いいの声あり)

委員長：36番、空き家の関係についてまとめる。全国的、全道的に一律なのかということに対して、管内で取り組んでいるのは7市町村で、近隣町村を参考にした。対象などは違うところもあるが、清水町では3年間この要綱を進める。

原委員：全国・全道一律ではなく、その町村によって金額が違うので統一されていないことを前段で書き、わが町では解体補助を300万円予算で見えており、増えた場合には補正で対応する。合わせて事業系の建物等も解体していく必要があると考えているということ回答にしたらいいいのでは。

西山委員：清水町は市街地だけに限定していると加えてほしい。

委員長：38番は議会としてどうするか。

原委員：マイナンバー制度ができたからといってなんでもマイナンバーでやるのは無理だと思う。マイナンバーを取り扱っているところに廃屋の件で問い合わせをしてみてもどうか。

桜井委員：廃屋の所有者が特定できないということを鑑みてマイナンバー制度を活用してはというわけではないか。

原委員：マイナンバー制度を絡めて廃屋の持ち主が特定できるか担当課に聞いてみないとわからない。

桜井委員：36番と38番は、廃屋が出たときに所有者の特定にマイナンバーを活用できるのではないかという関連の意見ではないか。

西山委員：調査検討するでいいのでは。

原委員：一般的には住宅の持ち主は固定資産税がかかっているので、黙っていても連動する。

しかし、何十年も人が住んでいないところで固定資産税もかかっていないような住宅があったとすれば、持ち主がわからず、その以前から手続きを取っていけばわかるが、そこまでいないのではないか。

委員長：マイナンバー制度を活用するのは現段階では難しいので、今後検討するということがよろしいか。

桜井委員：空き家対策の一環として、廃屋についても町としてこのような対応をするということでもいいと思う。

佐藤委員：委員会だけで決着できる問題ではないので、この意見を町に伝えて対応してもらう方法しかないのでは。

委員長：担当課では答弁をいただけなかったもので、議会として何か回答するべきでは。

桜井委員：空き家対策の話ではなく補助が全国一律かという意見だと思うので、町民生活課の説明のとおりでいいのではないか。

西山委員：廃屋関係ではマイナンバー制度もあるが、それ以前にホームページで登録するなどの手段をこれから検討するということがいいのでは。

佐藤局長：今の調査、検討していくというのは、議会内で調査、検討していくということか。それとも町に対して調査、検討してほしいということか。

委員長：議会で調査、検討できるか。

安田委員：担当課の説明では38番はまだわからないという話をしていたので、今後、町に対して調査検討していくことはどうか。

原委員：廃屋とマイナンバーを町は連動して考えているのかが分からないので、担当に聞けば調査、検討をする必要はない。

委員長：連動できるのか再確認するか。

【休憩】

委員長：再開する。

【再開】

委員長：38番廃屋の関係だが、マイナンバー制度が流動的なので見守っていきいたいと思うがいかがか。

(いいの声あり)

委員長：先ほどの9.10の道路用地の関係だが、担当課が退席されてから桜井委員から草刈りの関係で他にも事例があるかもしれないのでしっかり確認して対応してほしいという意見が出た。この部分を執行側に伝えた方がいいか。

佐藤局長：9.10の道路の草刈りの関係で担当課と質疑を行い、退席してから検討結果については協議をした。その中で桜井委員から言われる前にまちなかをしっかりと把握して草刈り等を公平に実施すべきではないかという話が出た。それを執行側には申し入れしないと決まったが、担当課が退席してから委員会で決めても執行側には伝わらないので、それでいいのか。

委員長：伝えた方がよろしいか。

(いいの声あり)

委員長：執行側へ事前に確認をし、対応をしていただきたいと伝えていただく。

委員長：平成26年度の検討課題であった幼児教育について、現在、清水町では集団保育をしているが、遊びの環境保育を勉強していただきたいと話したところ、時間もお金もないと言われたと子育て支援課から返答があった。

原委員：遊びの環境保育というのは、清水町では集団保育の中に取り入れているのではないか。

西山委員：十分に遊びの環境保育はされていると思う。

加来議長：町は集団保育とはっきり答えているので、遊びの環境保育の勉強はしているが取り入れてはいない。勉強をしていく必要があると執行側に伝えた中で勉強はしているということが現状なので、まだ遊びの環境保育につながっていくということにはなっていない。それを踏まえた中で議論をしてほしい。

委員長：核家族による集団的な遊びの機会が少なくなり、年齢で構成されたグループなどによる遊び保育の充実も必要も考えると執行側から答弁をいただいているが、いかがか。

桜井委員：去年の調査・検討結果で遊びの環境保育は現状でも勉強されており、今後も勉強していく必要がある旨を執行側に伝えるということではだめなのか。

委員長：去年伝えた結果がこれです。



長いので短くまとめたいと思うが、どうするか。

原委員 : 要約してまとめてはどうか。遊びの環境保育の定義はあるのか。

佐藤局長 : 遊びの環境保育の明確な基準はない。

原委員 : 遊具遊びや絵本の読み聞かせなど全部が遊びの環境保育ではないかと思うが。

桜井委員 : 西部4町やいろいろな研修会を通して、同じ悩みや問題を抱えながらよりよい環境づくりをしていると思うので、これでいいと思う。

委員長 : 研修をしながらしっかりと対応をしていただいているということによろしいか。

(いいの声あり)

委員長 : 文言の整理については、委員長と副委員長で行う。

## (2) その他

委員長 : 次の所管事務調査を9月10日の産業厚生常任委員会で決めたいと思うので、項目を考えてきてほしい。

委員長 : 以上で、産業厚生常任委員会を終了する。

【閉会】